

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>1 現状</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>(洪水:北竜町洪水ハザードマップ)</p> <p>北竜町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては、浸水の恐れはないが、市街地に近い一部の地域において昭和 56 年・63 年の集中豪雨による建物浸水 (1m) 等の被害が出ており、今後地球温暖化による集中豪雨があった際には、想定外の被害による備えも必要と思われる。</p> <p>(土砂災害:北竜町地域防災計画(資料編))</p> <p>北竜町の防災計画では、三谷・小豆沢の一部(田畑)が地滑り危険区域に、また、竜西・恵岱別・西川の一部地域(田畑)が土石流危険区域エリアとなっている。</p> <p>(地震:J-SHIS)</p> <p>北竜町のハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後 30 年間で3%~6%以下の確率で発生すると記されている。</p> <p>(その他:北竜町地域防災計画)</p> <p>本町の気候は四季を通じて寒暖の差が激しく、一年の最高気温は7~8月にかけて30度を超え、最低気温は1~2月にかけてマイナス25度を下回ることもある。</p> <p>また、本町における災害は、風水害、冷害が多く、その他竜巻、地震などが主なものといえる。</p>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 73社(独自データ)
- ・小規模事業者数 61社(独自データ)

【内 訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
商工業者	農 業	9	9	町内に広く分布している
	鉱 業	1	1	山間部に位置している
	建 設 業	12	9	町内中心部に集積している
	製 造 業	3	3	山間部に1社ある
	不動産業	1	1	町内中心部にある
	運輸・通信業	2	2	美葉牛川沿いに1社ある
	卸売・小売・飲食業	29	22	町内中心部に集積している
	サービス業	16	14	町内中心部に集積している

(3) これまでの取組

1) 北竜町の取組

項 目	年 月	備 考
防災計画の策定	H12. 3	H26. 3 H31. 3改訂
防災訓練の実施	H30.10	
防災備品の備蓄	-	水の備蓄(20×120本) その他物資、防災資機材

2) 商工会の取組

項 目	年 月	備 考
BCPに関する国の施策の周知	R1.9	商工会報による周知 セミナーの実施
	R1.12	
北竜町が実施する防災訓練へ参加・協力	H30.10	

2 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか明確化されていない。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行えるようにするための訓練や教育が十分に行われていない。

3目標

○成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標(事業継続力強化計画)					
			R2	R3	R4	R5	R6	
商工業者	農業	9	9	0	1	0	1	0
	鉱業	1	1	0	0	1	0	0
	建設業	12	9	1	0	1	0	1
	製造業	3	3	0	1	0	0	0
	不動産業	1	1	0	0	0	1	0
	運輸・通信業	2	2	0	0	0	0	1
	卸売・小売・飲食業	29	22	2	1	2	1	1
	サービス業	16	14	1	1	1	1	1

※上記目標については、おおむね3期(15年間)で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発生後速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共同で巡回指導(OJT)	年1回 延10件

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と北竜町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

北竜町	北竜町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援 フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

平成26年に締結した「防災協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急措置等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模業者の紹介等を行う。

小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組み可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・北竜町商工会事業継続計画3ページ 実施目標に記載のとおり

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認(年1回実施)

業種	商工業 者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数						
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6		
商 工 業 者	農 業	9	9	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
	鉱 業	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	建 設 業	12	9	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1
	製 造 業	3	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	不動産業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	運輸・通信業	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	卸売・小売・飲食業	29	22	2	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1
	サービス業	16	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- ・(仮称)北竜町事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、北竜町、金融機関、部外有識者含む)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。(年1回開催)

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード5の地震)が発生したと仮定し当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(電話・メール・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と北竜町で共有する)

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と北竜町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危機を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">• 地区内の10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。• 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。• 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定)
被害がある	<ul style="list-style-type: none">• 地区内の1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。• 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">• 目立った被害の情報がない。

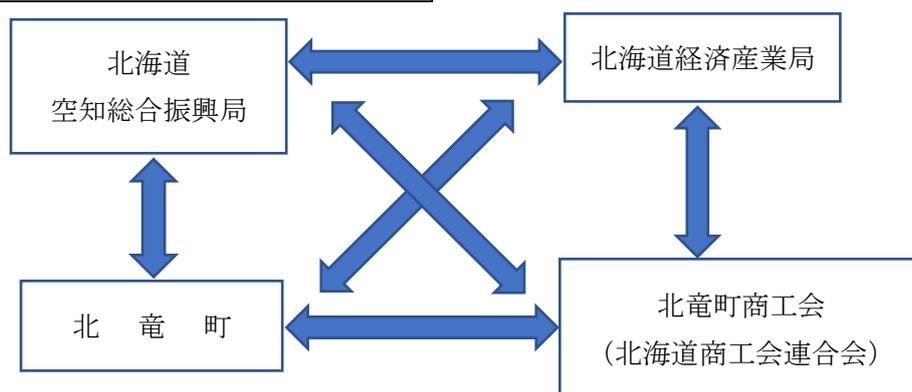
• 本計画により当会と北竜町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発生時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と北竜町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ北竜町と定めた方法により確認する。
- ・当会と北竜町が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、北竜町と相談する。(当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況について、あらかじめ北竜町と定めた方法により確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や道、北竜町の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・北竜町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、北竜町商工会及び北竜町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに道経済部中小企業へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年1月現在)	
1 実施体制(北竜町商工会と北竜町の共同体制)	
(北竜町商工会) 事務局長 経営指導員	(北 竜 町) 総務課(防災担当) 産業課(課長) 産業課(商工係長)
2 北竜町商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先	
経営指導員 太田 誠(連絡先は下記3(1)参照)	
(2) 当該経営指導員による情報提供及び助言(手段、頻度 等)	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認・見直し等フォローアップ(年に1回以上)	
3 北竜町商工会、北竜町連絡先	
(1) 北竜町商工会	
〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和6番地6	
TEL:0164-34-2011 / FAX:0164-34-2012	
E-mail hokusyo@rose.ocn.ne.jp	
(2) 北竜町役場(産業課)	
〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1	
TEL:0164-34-2111 / FAX:0164-34-2117	
E-mail info@town.hokuryu.hokkaido.jp	
4 その他	
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	260	144	144	144	144
・専門家派遣費	77	77	77	77	77
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	116				
・パンフ、チラシ	57	57	57	57	57

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

資金の調達方法
会費収入、北竜町補助金等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
北海道旭川市5条通9丁目1703 あいおいニッセイ同和損保旭川ビル5階 あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 代表取締役 金 杉 恭 三
連携して実施する事業の内容
4 ページ 5 ウより ① 連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保(株)より BCP 普及セミナーの講師派遣 ② 個別相談による専門家の紹介 ③ 損害保険の普及促進 ④ 専門家との日程調整
連携して実施する者の役割
BCP 普及セミナーや損害保険制度の普及を始め、専門家による個別相談など、当会と連携し、専門家の日程調整などを行い、当会とともに小規模事業者に対する BCP 計画策定の支援を行う。
連携体制図等